

第四十八回国 参議院 商工委員会 會議録 第十二号

昭和四十年四月八日(木曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

四月二日
藤原 茂嘉君 補欠選任
藤野 繁雄君

四月三日
藤野 繁雄君 補欠選任
藤原 茂嘉君

四月五日
委員近藤信一君は公職選挙法第九十条により退職者となつた。

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 上原 正吉君
岸田 幸雄君
向井 長年君

委員 植垣弥一郎君
大谷藤之助君
梶原 茂嘉君
斎藤 昇君
阿部 竹松君
鈴木 一弘君

國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

政府委員

通商産業大臣官房長 熊谷 典文君
通商産業省軽工業局長 伊藤 三郎君
中小企業庁次長 影山 衛司君

事務局側
常任委員会専門員 小田橋貞寿君

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選の件
○小規模企業共済法案(内閣送付、予備審査)
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告をいたします。

本日は、理事の補欠互選を行なった後、小規模企業共済法案の提案理由の説明を聴取いたし、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案の質疑を行なうこととなりましたから御了承願います。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、理事の補欠互選についてお話をいたします。

去る五日、近藤信一君が議員を退職されました、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠互選を行います。互選は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。それでは理事に中田吉雄君を指名いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、四月二日予備審査のため本委員会に付託されました小規模企業共済法案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。櫻内通産大臣。
○國務大臣(櫻内義雄君) 小規模企業共済法案に

つきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

国民経済の高度成長の過程におきまして、中小企業は、重要な役割りを果たしてまいりました。が、それとともに中小企業自体もまた全体として相応の発展を示し、中小企業従事者の福祉の向上にも着実な進展のあとが見受けられます。

しかし、開放経済体制への移行、労働需給の逼迫、技術革新の進展等に伴う市場構造の変貌など、経済的諸条件の変化を通じて、中小企業が従来からよって立っていた社会的経済的存立基盤は、その根底からゆるがされつつあることも事実であります。このため、中小企業を取り巻く経済環境は、最近に至つてますますそのきびしさを加えつつありますが、とくに中小企業の中でも大きな比重を占める小規模零細企業につきましては、急激に変化する経済環境への適応に立ちおくれ、経営困難の度を強める企業が増大してきており、かかる情勢にかんがみまして、政府といたしましては、昭和四十年度の中小企業対策を実施するにあたり、小規模企業対策に最重点を置くこととし、設備近代化資金貸し付け制度の拡充、商工会、商工会議所を通ずる経営改善普及事業の充実、無担保、無保証人による融資の保証にかかわる特別小口保険制度の創設、零細下請企業に取引のあつせんを行なう下請企業振興協会の設立助成等、小規模企業対策の大幅な拡充をはかり、小規模企業の健全な発展と振興を強力に助成してまいらる所存であります。

ここに提出いたしました小規模企業共済法案は、これら小規模企業振興対策の一環として、政府が昭和四十年年度から新たに実施してまいりたいと考えております。小規模企業共済制度につき定められたものでありまして、その本旨は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて、退職後後における生活の安定あるいは事業の再建、転業に備えて、その拠出による共済事業を行なうことに對し、国からも所要の助成措置を講じつつ、これを安全確実な制度として確立することを目的としたものであります。

御承知のとおり、小規模企業は、その所得水準から見ても一般の雇用者と実質的にほとんど差がないにもかかわらず、各種社会保険制度、労働保険制度の適用については、制度上十分な恩恵を受けられない実情にあります。したがって、小規模企業者が不幸にして廃業または退職のやむなきに至つた場合において、本制度により共済されるようになることは、小規模企業者の福祉の増進に寄与することにも、その資金を再建、転業資金等に充当することが可能となり、本共済制度より生ずる余裕金の適切な運用ともあわせ、小規模企業の振興に多大の貢献をなし得るものと確信する次第であります。

次に、法案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。

第一に、事業団と共済契約を締結できる小規模企業者は常時使用する従業員の数が工鉱業等においては二十人、商業またはサービス業においては五人以下の個人事業主及び会社の役員といたしております。なお、共済契約の締結につきましては、任意といたしております。

第二に、掛け金につきましては、小規模企業者の負担とし、その月額は一日五百円、小規模企業者一人につき十口を限度といたしております。

第三に、共済金は、事業の廃止または会社の解散があつたとき、会社の役員が退職したとき、三十年の満期に達したときまたは六十五歳以上で二十年間掛け金を納付したときのいずれかの事由が生じたときに支給することとし、共済金の額は、掛け金納付月数に應じ、かつ、事業の廃止による

場合には、特に有利な給付条件になるように定め
ることとしたしております。

第四に、この制度の実施主体につきましては、
本共済制度の性格にかんがみ、制度の永続性、積
み立て金の管理の安全性と効率的な運用並びに小
規模企業者に対する確実な給付を保障するため、
全額政府出資による小規模企業共済事業団を設
置することとし、業務として小規模企業共済制度を
一元的に運営するほか、積み立て金の安全かつ効
率的な運用を害しない範囲内で積み立て金の一部
を小規模企業者に還元融資をできることとしたし
ております。

なお、小規模企業者の意見をも反映させた民主
的かつ適正な運営が行なわれるよう、小規模企業
共済事業団に小規模企業に關し学識経験のある者
からなる評議員会を設置することとしたしてあり
ます。

このほか掛け金につきましては、別途必要な税
法上の減免措置を講ずることとしたしてありま
す。

以上がこの法案の提案理由及び要旨でございま
すが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同
あらんことをお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で提案理由の説明は
終了いたしました。自後の審査は後日に譲ること
にいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、高圧ガス取締法の
一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のおありの方は
順次御発言を願います。

○鈴木一弘君 この高圧ガス取締法の一部を改正
する法律案でございませうけれども、前に委員会で
例の昭和電工のプロピレン・オキサライドのよう
な高圧ガスについて、これは高圧ガスの取り締ま
り対象でないということでありました。この提案
理由等を見ますと、高圧から減圧をしていく
ガスについてということがうたわれてるんですが、
プロピレン・オキサライドのような常圧ガスに

対して、あのときの答弁によれば、十分考える
ということがうたわれたわけですが、この
点はどうなっておりますか。

○國務大臣(櫻内義雄君) その経緯につきまして
は、伊藤局長からお答えさせます。

○政府委員(伊藤三郎君) 昭和電工の爆発事故に
対しましては、直ちに通産省で調査団を組織いた
しまして、事故原因を追及いたしました。その
ほか全国の石油化学工場の保安状況を中心に調査
をいたしました。その結果、今回の高圧ガス取締
法の一部改正案を提案いたしました。ただ、た
だいま御指摘のように、高圧でない部分について
どうするかという点があるわけでございます。こ
れにつきましましては、化学工場における爆発の危険
性の実態に即応して、その防止に關する研究を固
みずから実施をするということで、四十年年度予算
にその關係の経費を工業技術院に計上いたして
あります。また、民間の研究に対しましても積極的
に助成をする方針で予算案に關係の経費を計上し
てございませう。そのほか、立法措置としまして
は、新しい法的な規制も含めまして、化学工業の
特殊性に応じた保安対策を確立する必要があると
いうことで關係各省と協議を進めてまいりついで
わけでございます。そういう立法措置につきま
しては、まだ結論に到達しておられないわけござい
ます。

このほか、当省といたしましては、石油化学の
コンビナートにおける保安協力の体制を整備する
ように關係の業界と連絡懇談会を設けてまして、逐
次具体策を樹立してまいりたいということでも鋭意
進めておる次第でございます。

○鈴木一弘君 前の昭和電工の爆発がありました
ときに、通産省では、工業の可燃性ガスの取り締
まり法というふうなことを考えて、いわゆる常圧
の可燃性ガスを製造する工場が全国で三十くらい
ある、そういうところをつくられてるベンゼン
であるとか、いまのプロピレン・オキサライドとい
うようなものについての取り締まりを研究する、
その検討をすでに昨年六月の爆発のときから始

められたわけですが、すでにこれ一年近く
なるわけでありませう。あれだけの事故がありま
して、早く法制化が必要であるという折衝中
である、あるいは調査費を載せたというふうなこ
とでありますけれども、非常な困難があつて思
うようにいかないというのですか、それとも連絡に
あまりにも手間とつて、いわゆる消防法との
關係で困るということになつていらつしやるの
か、その辺をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(伊藤三郎君) 化学工場の保安の關係
に対する規制としましては、高圧ガス取締法、消
防法、労働基準法等が現在あるわけでございます。
そういう化学工場の保安に對しまして、新し
い法的措置をどういふ形でやるかということにつ
きまして、通産省でいろいろ検討し、關係各省と
打ち合わせをしてまいつておるわけでございます。
が、そういう新しい法的規制を実施する場合に、
労働基準法、消防法ともいろいろ重複し、あるい
は欠けるというふうな面がございますので、そ
ういふ点についてさらに調整をしなければなら
ないという点があるわけでございます。したが
りまして、現在のところはまだ成案を得る段階に至つて
おらないわけでございます。

○鈴木一弘君 では、今回私はこれを期待して
おつたのですが、そういう關係のものが出てこ
なかつた、いつごろ法制化のめどがつくか。でき得
れば今国会に出せるのか、この次の臨時国会には
出せるのか、その辺の具体的なめどをお聞かせ願
ひたい。

○政府委員(伊藤三郎君) 私どももできるだけ早
く化学工場の保安に對する対策を確立したいとい
うことを考へておられますが、今国会には間に合
かぬと思つておられます。その後のできるだけ早い機会
に化学工場の保安に對する対策を樹立いたした
い、こう考へておられます。

○鈴木一弘君 この問題はこれで終わりたいと思
うんですが、大臣、例の去年の六月にあれ
ほど騒がれた大きな問題です。その問題が調査だ

けで終わつてしまつて、こういう高圧ガスとの關
連もありませんけれども、こういうときに並行して
出されるものが本来望ましかつたわけですし、そ
ういふことを期待しておつたわけですが、今
今回出なかつた。できるだけ急いでほしいと思
うんですが、大臣としてのお覚悟のほどとい
いますか、その辺を伺ひたいんです。

○國務大臣(櫻内義雄君) 申し上げるまでもない
のでございませうが、高圧ガス取締法とともに、昭
和電工のような事故に對処する保安対策の必要
は、私も十分痛感をしておるのでございませうが、
先ほど伊藤局長が申し上げましたように、自治
省、労働省、それに通産省と各省にまたがつてお
りますために、その間の意見調整に手間とつて
おることにはまことに遺憾でございます。今後促進
をしていきたいと思ひます。

○上原正吉君 せつかく大臣がおいでなんです
から、二、三質疑を申し上げておきたいと思つて
すけれども、産業が発達すれば、自然産業災害と
いうものがひんぱんになる、これはまことにやむ
を得ないと思ひます。しかし、化学工業の災
害――まあ炭酸の落盤であつても何であつても、
それは學問技術で防げます。化学工業の災害とい
うものも、熱心に現在の學問技術を応用していけ
ば、必ずと申し上げては言い過ぎかもしれませんが
が、ほとんど防ぎ得るはずなんです。というの
は、その災害を予見しなければ、化学工業そのも
のに着手できないものなんです。工業自身の性質
が、その一番の適例を申し上げますと、たとえば
最も災害が激しかろうと思はれるような原子産業
です。ね、こういうもので巨大な災害を起したと
いうことはほとんどまれなんです。もし起すると
すれば、これは大きな災害を起す化学工業は
ないと思つておられますが、幸いと申し上げてい
か悪いかわかりませんが、ほとんどその災害が防
がれておる。死の灰が降るといふようなことは、
防ぐ方法が容易でないからでございませうが、原
子爆弾あるいは原子燃料、こういうものをつくるた
めの災害というものはちんと防がれておつて産

しい貯蔵とか施設とかいうようなものを万全を尽くす、これはお話のとおりであろうと思ひます。今回御審議を願つておる高圧ガス取締法の趣旨もそこにあると思ひますので、さらに一そう今後氣をつけて努力をしてまいりたいと思ひます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて下さい。他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時一分散会

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

四月二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

四月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小規模企業共済法案

小規模企業共済法案

小規模企業共済法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 共済契約(第三条―第二十二條)
- 第三章 小規模企業共済事業団
 - 第一節 総則(第二十三條―第二十九條)
 - 第二節 役員等(第三十條―第四十一條)
 - 第三節 業務(第四十二條―第四十四條)
 - 第四節 財務及び会計(第四十五條―第五十二條)

- 第五節 監督(第五十三條―第五十四條)
- 第六節 補則(第五十五條―第五十六條)
- 第四章 雑則(第五十七條―第五十九條)
- 第五章 罰則(第六十條―第六十二條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 常時使用する従業員の数が五人以下の個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げるものを除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 常時使用する従業員数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

第三条 この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者である個人たる事業者及び会社の役員をいう。

第二章 共済契約

(契約の締結)

第三条 小規模企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

2 個人たる事業者であつて会社の役員を兼ねる小規模企業者は、次の各号の一に掲げる地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

- 一 個人たる小規模企業者としての地位
- 二 会社の役員たる小規模企業者としての地位
- 三 以上の会社の役員を兼ねる小規模企業者にあつては、そのいずれか一の会社の役員たる小規模企業者としての地位

4 現に共済契約者である小規模企業者は、新たな共済契約を締結することができない。

5 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒絶してはならない。

- 一 共済契約の申込者が第七條第二項の規定により共済契約を解除され、その解除の日から一年を経過しない者であるとき
- 二 共済契約の申込者が偽りその他不正の行為によつて共済金又は解約手当金(以下「共済金等」という。)の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき

4 共済契約は、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、その一口の金額を五百円とし、共済契約者一人につき十口をこえてはならない。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結する共済契約にあつては、その会社の名称を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充當する。

3 事業団は、共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

(契約の成立)

第六条 共済契約は、事業団がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

(契約の解除)

第七条 事業団は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

- 2 事業団は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。
 - 一 共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき
 - 二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金等の支給を受け、又は受けようとしたとき
- 3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。
- 4 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(掛金月額の変更)

第八条 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしていなければならない。

4 第六条の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

(共済金)

第九条 事業団は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものである

ときは、その遺族に共済金を支給する。ただし、第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合において、共済契約者の掛金納付月額が十二月未満のときは、この限りでない。

一 事業の廃止（会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつたとき、その会社の解散）があつたとき。

二 会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、前号に掲げる事由が生じないでその会社の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月額が二百四十日以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

四 前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月額が三百六十月に達したとき。

2 共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円及びその五百円を順次こえる五百円ごとに区分した場合における各区分（以下「掛金区分」といふ。）に応ずる区分共済金額（その区分に係る掛金納付月額が十二月未満の掛金区分に応ずるものを除く。）の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月額に応じ、第一項第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額とする。

（遺族の範囲及び順位）
第十條 前条第一項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしていないが、共済契約者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 共済金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父、母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、共済金は、その人数によつて等分して支給する。

（欠格）
第十一條 故意の犯罪行為により共済契約者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、共済金の支給を受けることができない。共済契約者の死亡前に、その者の死亡によつて共済金の支給を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

（解約手当金）
第十二條 共済契約が解除されたときは、事業団は、共済契約者に解約手当金を支給する。

2 第七條第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第九條第一項ただし書の規定は、解約手当金に於て準用する。

4 解約手当金の額は、掛金区分（その区分に係る掛金納付月額が十二月未満のものを除く。）ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らず、かつ、百分の百をこ

えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額とする。

（掛金納付月額の通算）
第十三條 共済契約者に第九條第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月額を通算する。

（支払の差止め）
第十四條 事業団は、共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、その共済契約者の納付に係る掛金（割増金を含む。以下この条において同じ。）でまだ納付されていないものがあるときは、その納付されていない掛金の納付があるまでは、共済金等の支払を差し止めることができる。

（譲渡等の禁止）
第十五條 共済金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（共済金等の返還）
第十六條 偽りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者がある場合は、事業団は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

2 事業団が共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、前項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その共済金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（掛金の納付）
第十七條 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から共済契約者に第九條第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その

月の末日（同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日の属する月にあつては、その事由が生じた日又はその解除の日）における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならぬ。

2 毎月分の掛金は、分割して納付することができる。

（前納の場合の減額）
第十八條 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、通商産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

（割増金）
第十九條 事業団は、掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、割増金を納付させることができる。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

（納付期限の延長）
第二十條 事業団は、災害その他やむを得ない事由により掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

（時効）
第二十一條 共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

2 共済金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために共済金の支給の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるととなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

（期間計算の特例）
第二十二條 共済金等の支給の請求又は掛金若し

くは申込金の返還の請求に係る期間を計算する
場合において、その請求が書面の郵送により行
なわれたものであるときは、郵送に要した日数
は、その期間に算入しない。

第三章 小規模企業共済事業団

第一節 総則

(目的)

第二十三条 事業団は、小規模企業者の福祉の増
進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模
企業共済制度の運営等を行なうことを目的とす
る。

(法人格)

第二十四条 事業団は、法人とする。

(事務所)

第二十五条 事業団は、事務所を東京都に置く。

(資本金)

第二十六条 事業団の資本金は、四千万円とし、
政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で
定める金額の範囲内において、事業団に追加し
て出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があ
つたときは、その出資額により資本金を増加す
るものとする。

(登記)

第二十七条 事業団は、政令で定めるところによ
り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十八条 事業団でない者は、小規模企業共済
事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)
第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条
(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員等

第三十条 事業団に、役員として、理事長一人、

理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第三十一条 理事長は、事業団を代表し、その業
務を総理する。

2 理事長は、理事長が定めるところにより、理事
長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に
事故があるときはその職務を代理し、理事長が
欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見
を提出することができる。

(役員任命)

第三十二条 理事長及び監事は、通商産業大臣が
任命する。

2 理事長は、通商産業大臣の認可を受けて、理事
長が任命する。

(役員任期)

第三十三条 役員任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、役員
となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会
の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者
を除く。)

(役員解任)

第三十五条 通商産業大臣は、理事長又は監事が
前条各号の一に該当するに至つたときは、これ
を解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに
至つたときは、これを解任しなければならない。

第三十六条 通商産業大臣は、理事長若しくは監
事が心身の故障のため職務を執行することがで
きないと認めるとき、又は理事長若しくは監事
に職務上の義務違反その他理事若しくは監事
たるに適しない非行があると認めるときは、こ
れを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執
行することができないと認めるとき、又は理事
に職務上の義務違反その他理事たるに適しない
非行があると認めるときは、通商産業大臣の認
可を受けて、これを解任することができる

(役員兼職禁止)

第三十七条 役員は、営利を目的とする団体の役
員となり、又は自ら営利事業に従事してはなら
ない。

(代表権の制限)

第三十八条 事業団と理事長との利益が相反する
事項については、理事長は、代表権を有しな
い。この場合は、監事が事業団を代表する。

(評議員会)

第三十九条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の
業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意
見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員十人以上で組織する。

5 評議員は、小規模企業に關し学識経験のある
者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6 評議員の任期は、二年とする。

7 評議員は、再任されることができない。

(職員任命)

第四十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第四十一条 事業団の役員及び職員は、刑法(明
治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用
については、法令により公務に従事する職員と
みなす。

第三節 業務

第四十二条 事業団は、第二十三条の目的を達成
するため、次の業務を行なう。

一 この法律の規定による小規模企業共済事業
を行なうこと。

二 共済契約者(会社の役員たる小規模企業者

としての地位において締結した共済契約に係
る共済契約者にあつては、その会社。以下こ
の号において同じ。)又は主として共済契約者
を直接又は間接の構成員とする事業協同組合
その他の団体に対し、その共済契約者又は事
業協同組合その他の団体の事業に必要な資金
の貸付けを行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行な
うこと。

2 前項第二号に掲げる業務は、同項第一号に掲
げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団
の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内
で行なわれなければならない。

(業務委託)

第四十三条 事業団は、通商産業大臣の認可を受
けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務
の一部を委託することができる。

一 共済金等の支給に関する業務

二 掛金及び申込金の収納及び返還に関する業
務

三 前条第一項第二号に掲げる業務(これに附
帯する業務を含む。)

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、事
業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項
第二号に掲げる業務及び調査、広報その他の業
務(同項に規定するものを除く。)の一部を委託
することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にか
かわらず、前二項の規定による委託を受け、当
該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により同項第三号に掲げる業務
の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつ
て当該委託業務に従事するものは、刑法その他
の罰則の適用については、法令により公務に従
事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十四条 事業団は、業務開始の際、業務方法
書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなけれ
ばならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

(事業年度)

第四十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十六条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十八条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第四十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金

の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第五十条 事業団は、次の各号に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 通商産業大臣が指定する金融機関への預金

又は金銭信託

二 通商産業大臣が指定する有価証券の取得

2 前項第二号の規定により取得した有価証券は、次の各号に掲げるものに運用することができる。

一 信託会社又は信託業務を行なう銀行への信託

二 証券業者への預託

3 事業団は、運用方法を特定する金銭信託により業務上の余裕金を運用し、又は取得した有価証券を証券業者に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

4 事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十一条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第五十二条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

第五十三条 事業団は、通商産業大臣が監督す

る。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第五十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第四十三条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託をうけた者(以下「受託者」という。)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託者の事務所立

ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

(解散)

第五十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十六条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十六条、第四十九条第一項若しくは第二項ただし書又は第五十条第四項の認可(第四十三条第一項の認可にあつては、同項第三号に掲げる業務を委託する場合におけるものに限る。)をしようとするとき。

二 第四十四条第二項又は第五十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第四十七条第一項、第五十条第三項又は第五十一条の承認をしようとするとき。

四 第五十条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第四章 雜則

(あつせん)

第五十七条 共済契約の成立若しくはその解除の効力、共済金等、掛金又は申込金に關して、事業団と共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族から請求があつたときは、通商産業大臣は、その紛争の解決につてあつせんをすることができ

2 前項のあつせんの請求の手續その他あつせんに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(掛金及び共済金等の額の検討)

第五十八条 掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

(戸籍書類の無料証明)

第五十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)は、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、事業団又は共済金等の支給を受ける権利を有する者(共済契約者を除く。)に対し、共済金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

第五章 罰則

第六十条 第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第二十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第四十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第五十条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第五十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。
- 第六十二条 第二十八条の規定に違反して小規模企業共済事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

- (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- (事業団の設立)
第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
- 第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。
2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。
3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぎなければならぬ。
- 第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記

をすることによつて成立する。

(経過規定)

- 第六条 この法律の施行の際現に小規模企業共済事業団という名称を用いている者については、第二十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
- 第七条 事業団の最初の事業年度は、第四十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。
- 第八条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十六条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。
- (登録税法の一部改正)
第九条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「特定業種退職金共済組合」の下に、「小規模企業共済事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に、「小規模企業共済法」を加える。
(印紙税法の一部改正)
第十条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ十一ノ六の次に次の一号を加える。
六ノ十一ノ七 小規模企業共済事業団ノ発スル証書、帳簿
(所得税法の一部改正)
第十一条 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中住宅組合の項の次に次のように加える。

- (法人税法の一部改正)
第十二条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中商工会の項の前に次のように加える。

小規模企業共済事業団 小規模企業共済法(昭和四十年法律第 号)

- (地方税法の一部改正)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第四号中「並びに中小企業退職金共済事業団」を、「中小企業退職金共済事業団」に改め、「特定業種退職金共済組合」の下に「並びに小規模企業共済事業団」を加える。
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「小規模企業共済事業団」を加える。
(行政管理庁設置法の一部改正)
第十五条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第十二号中「及び中小企業退職金共済事業団」を、「中小企業退職金共済事業団及び小規模企業共済事業団」に改める。
(中小企業庁設置法の一部改正)
第十六条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

- 四の三の二 小規模企業共済法(昭和四十年法律第 号)による小規模企業共済事業

別表

一二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一三月	六、五〇〇円	六、五〇〇円
一四月	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円
一五月	七、五〇〇円	七、五〇〇円
一六月	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円
一七月	八、五〇〇円	八、五〇〇円
一八月	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円
一九月	九、五〇〇円	九、五〇〇円
二〇月	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
二一月	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
二二月	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円
二三月	一一、五〇〇円	一一、五〇〇円
二四月	一二、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
二五月	一二、五〇〇円	一二、五〇〇円

二六月	一三、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
二七月	一三、五〇〇円	一三、五〇〇円
二八月	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
二九月	一四、五〇〇円	一四、五〇〇円
三〇月	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
三一月	一五、五〇〇円	一五、五〇〇円
三二月	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円
三三月	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円
三四月	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
三五月	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円
三六月	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
三七月	一八、五〇〇円	一九、〇〇〇円
三八月	一九、〇〇〇円	一九、五〇〇円
三九月	一九、五〇〇円	二〇、〇〇〇円
四〇月	二〇、〇〇〇円	二〇、五〇〇円
四一月	二〇、五〇〇円	二一、〇〇〇円
四二月	二一、〇〇〇円	二一、五〇〇円
四三月	二一、五〇〇円	二二、〇〇〇円
四四月	二二、〇〇〇円	二二、五〇〇円
四五月	二二、五〇〇円	二三、〇〇〇円
四六月	二三、〇〇〇円	二三、五〇〇円
四七月	二三、五〇〇円	二四、〇〇〇円
四八月	二四、〇〇〇円	二四、五〇〇円
四九月	二四、五〇〇円	二五、〇〇〇円
五〇月	二五、〇〇〇円	二五、五〇〇円
五一月	二五、五〇〇円	二六、〇〇〇円

五二月	三一、五五〇円	二八、三九〇円
五三月	三二、二五〇円	二八、九八〇円
五四月	三二、九五〇円	二九、五八〇円
五五月	三三、六五〇円	三〇、一八〇円
五六月	三四、三六〇円	三〇、七八〇円
五七月	三五、〇六〇円	三一、三八〇円
五八月	三五、七六〇円	三一、九七〇円
五九月	三六、四六〇円	三二、五七〇円
六〇月	三七、一六〇円	三三、一七〇円
六一月	三七、九一〇円	三三、九〇〇円
六二月	三八、六五〇円	三四、六二〇円
六三月	三九、四〇〇円	三五、三五〇円
六四月	四〇、一五〇円	三六、〇七〇円
六五月	四〇、九〇〇円	三六、八〇〇円
六六月	四一、六四〇円	三七、五二〇円
六七月	四二、三九〇円	三八、二五〇円
六八月	四三、一四〇円	三八、九七〇円
六九月	四三、八八〇円	三九、七〇〇円
七〇月	四四、六三〇円	四〇、四二〇円
七一月	四五、三八〇円	四一、一五〇円
七二月	四六、一三〇円	四一、八七〇円
七三月	四六、九二〇円	四二、五六〇円
七四月	四七、七二〇円	四三、二五〇円
七五月	四八、五二〇円	四三、九四〇円
七六月	四九、三一〇円	四四、六三〇円
七七月	五〇、一一〇円	四五、三二〇円

七八月	五〇、九一〇円	四六、〇一〇円
七九月	五一、七〇〇円	四六、七〇〇円
八〇月	五二、五〇〇円	四七、三九〇円
八一月	五三、三〇〇円	四八、〇八〇円
八二月	五四、〇九〇円	四八、七七〇円
八三月	五四、八九〇円	四九、四六〇円
八四月	五五、六九〇円	五〇、一五〇円
八五月	五六、五三〇円	五〇、八七〇円
八六月	五七、三八〇円	五一、六〇〇円
八七月	五八、二三〇円	五二、三三〇円
八八月	五九、〇八〇円	五三、〇五〇円
八九月	五九、九三〇円	五三、七七〇円
九〇月	六〇、七八〇円	五四、五〇〇円
九一月	六一、六三〇円	五五、二二〇円
九二月	六二、四八〇円	五五、九五〇円
九三月	六三、三三〇円	五六、六七〇円
九四月	六四、一八〇円	五七、四〇〇円
九五月	六五、〇二〇円	五八、一一〇円
九六月	六五、八七〇円	五八、八五〇円
九七月	六六、七八〇円	五九、六一〇円
九八月	六七、六八〇円	六〇、三七〇円
九九月	六八、五九〇円	六一、一三〇円
一〇〇月	六九、四九〇円	六一、八九〇円
一〇一月	七〇、四〇〇円	六二、六六〇円
一〇二月	七一、三〇〇円	六三、四二〇円
一〇三月	七二、二一〇円	六四、一八〇円
一〇四月	七三、一二〇円	六四、九四〇円

一〇五月	七四、〇二〇円	六五、七〇〇円
一〇六月	七四、九三〇円	六六、四六〇円
一〇七月	七五、八三〇円	六七、二三〇円
一〇八月	七六、七四〇円	六七、九九〇円
一〇九月	七七、七〇〇円	六八、七九〇円
一一〇月	七八、六七〇円	六九、五九〇円
一一一月	七九、六三〇円	七〇、三九〇円
一一二月	八〇、六〇〇円	七一、一九〇円
一一三月	八一、五六〇円	七一、九九〇円
一一四月	八二、五三〇円	七二、七九〇円
一一五月	八三、四九〇円	七三、五九〇円
一一六月	八四、四六〇円	七四、三九〇円
一一七月	八五、四二〇円	七五、一九〇円
一一八月	八六、三九〇円	七六、〇〇〇円
一一九月	八七、三五〇円	七六、八〇〇円
一二〇月	八八、三二〇円	七七、六〇〇円
一二一月	八九、三四〇円	七八、六五〇円
一二二月	九〇、三七〇円	七九、七〇〇円
一二三月	九一、四〇〇円	八〇、七五〇円
一二四月	九二、四三〇円	八一、八一〇円
一二五月	九三、四六〇円	八二、八六〇円
一二六月	九四、四九〇円	八三、九一〇円
一二七月	九五、五二〇円	八四、九七〇円
一二八月	九六、五四〇円	八六、〇二〇円
一二九月	九七、五七〇円	八七、〇七〇円
一三〇月	九八、六〇〇円	八八、一二〇円

一三一月	九九、六三〇円	八九、一八〇円
一三二月	一〇〇、六六〇円	九〇、一三〇円
一三三月	一〇一、七五〇円	九一、一六〇円
一三四月	一〇二、八五〇円	九二、一〇〇円
一三五月	一〇三、九五〇円	九三、〇三〇円
一三六月	一〇五、〇四〇円	九三、九六〇円
一三七月	一〇六、一四〇円	九四、九〇〇円
一三八月	一〇七、二四〇円	九五、八三〇円
一三九月	一〇八、三三〇円	九六、七七〇円
一四〇月	一〇九、四三〇円	九七、七〇〇円
一四一月	一一〇、五三〇円	九八、六三〇円
一四二月	一一一、六二〇円	九九、五七〇円
一四三月	一一二、七二〇円	一〇〇、五〇〇円
一四四月	一一三、八二〇円	一〇一、四四〇円
一四五月	一一四、九九〇円	一〇二、四二〇円
一四六月	一一六、一五〇円	一〇三、四一〇円
一四七月	一一七、三二〇円	一〇四、三九〇円
一四八月	一一八、四九〇円	一〇五、三八〇円
一四九月	一一九、六六〇円	一〇六、三七〇円
一五〇月	一二〇、八三〇円	一〇七、三五〇円
一五一月	一二一、〇〇〇円	一〇八、三四〇円
一五二月	一二三、一七〇円	一〇九、三三〇円
一五三月	一二四、三四〇円	一一〇、三二〇円
一五四月	一二五、五一〇円	一一一、三〇〇円
一五五月	一二六、六八〇円	一一二、二九〇円
一五六月	一二七、八四〇円	一一三、二七〇円
一五七月	一二九、〇九〇円	一一四、三一〇円

一五八月	一三〇、三四〇円	一一五、三六〇円
一五九月	一三一、五八〇円	一一六、四〇〇円
一六〇月	一三二、八三〇円	一一七、四四〇円
一六一月	一三四、〇七〇円	一一八、四八〇円
一六二月	一三五、三二〇円	一一九、五二〇円
一六三月	一三六、五七〇円	一二〇、五六〇円
一六四月	一三七、八一〇円	一二一、六〇〇円
一六五月	一三九、〇六〇円	一二二、六五〇円
一六六月	一四〇、三〇〇円	一二三、六九〇円
一六七月	一四一、五五〇円	一二四、七三〇円
一六八月	一四二、八〇〇円	一二五、七七〇円
一六九月	一四四、一二〇円	一二六、八七〇円
一七〇月	一四五、四五〇円	一二七、九七〇円
一七一月	一四六、七八〇円	一二九、〇七〇円
一七二月	一四八、一一〇円	一三〇、一七〇円
一七三月	一四九、四四〇円	一三一、二七〇円
一七四月	一五〇、七七〇円	一三二、三七〇円
一七五月	一五二、〇九〇円	一三三、四七〇円
一七六月	一五三、四二〇円	一三四、五七〇円
一七七月	一五四、七五〇円	一三五、六七〇円
一七八月	一五六、〇八〇円	一三六、七七〇円
一七九月	一五七、四一〇円	一三七、八七〇円
一八〇月	一五八、七四〇円	一三八、九七〇円
一八一月	一六〇、一五〇円	一四〇、一三〇円
一八二月	一六一、五七〇円	一四一、二九〇円
一八三月	一六二、九八〇円	一四二、四五〇円
一八四月	一六四、四〇〇円	一四三、六一〇円

一八五月	一六五、八一〇円	一四四、七八〇円
一八六月	一六七、二三〇円	一四五、九四〇円
一八七月	一六八、六五〇円	一四七、一〇〇円
一八八月	一七〇、〇六〇円	一四八、二六〇円
一八九月	一七一、四八〇円	一四九、四二〇円
一九〇月	一七二、八九〇円	一五〇、五八〇円
一九一月	一七四、三一〇円	一五一、七五〇円
一九二月	一七五、七三〇円	一五二、九一〇円
一九三月	一七七、二四〇円	一五四、一三〇円
一九四月	一七八、七四〇円	一五五、三六〇円
一九五月	一八〇、二五〇円	一五六、五九〇円
一九六月	一八一、七六〇円	一五七、八一〇円
一九七月	一八三、二七〇円	一五九、〇四〇円
一九八月	一八四、七八〇円	一六〇、二七〇円
一九九月	一八六、二九〇円	一六一、四九〇円
二〇〇月	一八七、八〇〇円	一六二、七二〇円
二〇一月	一八九、三一〇円	一六三、九五〇円
二〇二月	一九〇、八二〇円	一六五、一七〇円
二〇三月	一九二、三三〇円	一六六、四〇〇円
二〇四月	一九三、八四〇円	一六七、六三〇円
二〇五月	一九五、四五〇円	一六八、九二〇円
二〇六月	一九七、〇六〇円	一七〇、二三〇円
二〇七月	一九八、六七〇円	一七一、五一〇円
二〇八月	二〇〇、二七〇円	一七二、八一〇円
二〇九月	二〇一、八八〇円	一七四、一〇〇円
二一〇月	二〇三、四九〇円	一七五、四〇〇円
二一一月	二〇五、一〇〇円	一七六、六九〇円

二二二月	二〇六、七一〇円	一七七、九九〇円
二二三月	二〇八、三二〇円	一七九、二八〇円
二二四月	二〇九、九三〇円	一八〇、五八〇円
二二五月	二一一、五四〇円	一八一、八七〇円
二二六月	二二三、一五〇円	一八三、一七〇円
二二七月	二二四、八六〇円	一八四、五三〇円
二二八月	二二六、五八〇円	一八五、九〇〇円
二二九月	二二八、二九〇円	一八七、二七〇円
二三〇月	二三〇、〇一〇円	一八八、六四〇円
三二一月	三二一、七二〇円	一九〇、〇一〇円
三二二月	三二三、四四〇円	一九一、三七〇円
三二三月	三二五、一五〇円	一九二、七四〇円
三二四月	三二六、八七〇円	一九四、一一〇円
三二五月	三二八、五八〇円	一九五、四八〇円
三二六月	三三〇、三〇〇円	一九六、八四〇円
三二七月	三三二、〇一〇円	一九八、二二〇円
三二八月	三三三、七三〇円	一九九、五八〇円
三二九月	三三五、五六〇円	二〇一、〇二〇円
三三〇月	三三七、三八〇円	二〇二、四七〇円
三三一月	三三九、二一〇円	二〇三、九一〇円
三三二月	三四一、〇四〇円	二〇五、三六〇円
三三三月	三四二、八七〇円	二〇六、八〇〇円
三三四月	三四四、七〇〇円	二〇八、二四〇円
三三五月	三四六、五三〇円	二〇九、六九〇円
三三六月	三四八、三六〇円	二一一、一三〇円
三三七月	三五〇、一八〇円	二一二、五八〇円
三三八月	三五二、〇一〇円	二一四、〇二〇円

二三月	二五三、八四〇円	二二五、四七〇円
二四〇月	二五五、六七〇円	二二六、九一〇円
二四一月	二五七、六二〇円	二二九、六三〇円
二四二月	二五九、五七〇円	二二二、三五〇円
二四三月	二六一、五二〇円	二二五、〇七〇円
二四四月	二六三、四七〇円	二二七、七九〇円
二四五月	二六五、四一〇円	二三〇、五一〇円
二四六月	二六七、三六〇円	二三三、一三〇円
二四七月	二六九、三一〇円	二三五、九五〇円
二四八月	二七一、二六〇円	二三八、六六〇円
二四九月	二七三、二一〇円	二四一、三八〇円
二五〇月	二七五、一六〇円	二四四、一〇〇円
二五一月	二七七、一一〇円	二四六、八二〇円
二五二月	二七九、〇六〇円	二四九、五四〇円
二五三月	二八一、一四〇円	二五一、三二〇円
二五四月	二八三、二一〇円	二五三、一一〇円
二五五月	二八五、二九〇円	二五四、八九〇円
二五六月	二八七、三七〇円	二五六、六七〇円
二五七月	二八九、四五〇円	二五八、四五〇円
二五八月	二九一、五二〇円	二六〇、二四〇円
二五九月	二九三、六〇〇円	二六一、〇二〇円
二六〇月	二九五、六八〇円	二六三、八〇〇円
二六一月	二九七、七六〇円	二六五、五八〇円
二六二月	二九九、八三〇円	二六七、三七〇円
二六三月	三〇一、九一〇円	二六九、一五〇円
二六四月	三〇三、九九〇円	二七〇、九三〇円
二六五月	三〇六、二〇〇円	二七二、八二〇円

二六六月	三〇八、四二〇円	二七四、七三〇円
二六七月	三一〇、六三〇円	二七六、六一〇円
二六八月	三一二、八五〇円	二七八、五〇〇円
二六九月	三一五、〇六〇円	二八〇、三九〇円
二七〇月	三一七、二八〇円	二八二、二八〇円
二七一月	三一九、四九〇円	二八四、一七〇円
二七二月	三二一、七一〇円	二八六、〇六〇円
二七三月	三二三、九二〇円	二八七、九五〇円
二七四月	三二六、一四〇円	二八九、八五〇円
二七五月	三二八、三五〇円	二九一、七四〇円
二七六月	三三〇、五七〇円	二九三、六三〇円
二七七月	三三二、九三〇円	二九五、六四〇円
二七八月	三三五、二九〇円	二九七、六四〇円
二七九月	三三七、六五〇円	二九九、六五〇円
二八〇月	三四〇、〇一〇円	三〇一、六六〇円
二八一月	三四二、三七〇円	三〇三、六六〇円
二八二月	三四四、七三〇円	三〇五、六七〇円
二八三月	三四七、一〇〇円	三〇七、六八〇円
二八四月	三四九、四六〇円	三〇九、六八〇円
二八五月	三五一、八二〇円	三一、六九〇円
二八六月	三五四、一八〇円	三一三、七〇〇円
二八七月	三五六、五四〇円	三一五、七〇〇円
二八八月	三五八、九〇〇円	三一七、七一〇円
二八九月	三六一、四二〇円	三一九、八四〇円
二九〇月	三六三、九三〇円	三二一、九七〇円
二九一月	三六六、四五〇円	三二四、一〇〇円
二九二月	三六八、九七〇円	三二六、二三〇円

三一九月	四四一、三二〇円	三八七、一四〇円
三一八月	四三八、四六〇円	三八四、七五〇円
三一七月	四三五、六〇〇円	三八二、三五〇円
三一六月	四三二、七四〇円	三七九、九五〇円
三一五月	四二九、八八〇円	三七七、五六〇円
三一四月	四二七、〇二〇円	三七五、一六〇円
三一三月	四二四、一六〇円	三七二、七六〇円
三一二月	四二一、三〇〇円	三七〇、三七〇円
三一一月	四一八、六二〇円	三六八、一一〇円
三一〇月	四一五、九三〇円	三六五、八五〇円
三〇九月	四一三、二五〇円	三六三、五九〇円
三〇八月	四一〇、五七〇円	三六一、三三〇円
三〇七月	四〇七、八八〇円	三五九、〇七〇円
三〇六月	四〇五、二〇〇円	三五六、八一〇円
三〇五月	四〇二、五二〇円	三五四、五五〇円
三〇四月	三九九、八三〇円	三五二、三〇〇円
三〇三月	三九七、一五〇円	三五〇、〇四〇円
三〇二月	三九四、四七〇円	三四七、七八〇円
三〇一月	三九一、七九〇円	三四五、五二〇円
二九九月	三八八、一〇〇円	三四三、二六〇円
二九八月	三八四、〇七〇円	三四〇、〇〇〇円
二九七月	三八一、五五〇円	三三六、八七〇円
二九六月	三七九、〇三〇円	三三四、七四〇円
二九五月	三七六、五二〇円	三三二、六一〇円
二九四月	三七四、〇〇〇円	三三〇、四八〇円
二九三月	三七一、四八〇円	三二八、三六〇円

三二〇月	四四四、一八〇円	三八九、五四〇円
三二一月	四四七、〇四〇円	三九一、九四〇円
三二二月	四四九、九〇〇円	三九四、三四〇円
三二三月	四五二、七六〇円	三九六、七三〇円
三二四月	四五五、六二〇円	三九九、一三〇円
三二五月	四五八、六七〇円	四〇一、六七〇円
三二六月	四六一、七二〇円	四〇四、二二〇円
三二七月	四六四、七六〇円	四〇六、七六〇円
三二八月	四六七、八一〇円	四〇九、三〇〇円
三二九月	四七〇、八六〇円	四一一、八四〇円
三三〇月	四七三、九一〇円	四一四、三九〇円
三三一月	四七六、九六〇円	四一六、九三〇円
三三二月	四八〇、〇一〇円	四一九、四七〇円
三三三月	四八三、〇六〇円	四二二、〇二〇円
三三四月	四八六、一一〇円	四二四、五六〇円
三三五月	四八九、一五〇円	四二七、一〇〇円
三三六月	四九二、二〇〇円	四二九、六五〇円
三三七月	四九五、四五〇円	四三二、三四〇円
三三八月	四九八、七〇〇円	四三五、〇四〇円
三三九月	五〇一、九五〇円	四三七、七四〇円
三四〇月	五〇五、二〇〇円	四四〇、四四〇円
三四一月	五〇八、四五〇円	四四三、一四〇円
三四二月	五一一、七〇〇円	四四五、八三〇円
三四三月	五一四、九五〇円	四四八、五三〇円
三四四月	五一八、二〇〇円	四五一、二三〇円
三四五月	五二一、四五〇円	四五三、九三〇円

三六〇月	五七二、七八〇円	四九三、五一〇円
三五九月	五六九、三一〇円	四九〇、六五〇円
三五八月	五六五、八五〇円	四八七、七九〇円
三五七月	五六二、三八〇円	四八四、九三〇円
三五六月	五五八、九二〇円	四八二、〇六〇円
三五五月	五五五、四五〇円	四七九、二〇〇円
三五四月	五五一、九九〇円	四七六、三四〇円
三五三月	五四八、五三〇円	四七三、四七〇円
三五二月	五四五、〇六〇円	四七〇、六一〇円
三五一月	五四一、六〇〇円	四六七、七五〇円
三四九月	五三八、一三〇円	四六四、八九〇円
三四八月	五三一、二〇〇円	四六一、〇二〇円
三四七月	五二七、九五〇円	四五九、三二〇円
三四六月	五二四、七〇〇円	四五六、六三〇円

第十号中正誤

ベシ 段行 誤

正

三 一 終わり 可然性

三 二 一 可然性

三 二 二 漏洩い

漏洩

第十一号中正誤

ベシ 段行 誤

正

二 三 一 五 一 私と

二 四 三 一 四 一 年

三 一 一 八 四 一 年

三 二 二 十 購 機 を 入

三 三 三 十 購 機 を 入

三 四 四 十 購 機 を 入

三 五 五 十 購 機 を 入

三 六 六 十 購 機 を 入

三 七 七 十 購 機 を 入

三 八 八 十 購 機 を 入

三 九 九 十 購 機 を 入

四 〇 〇 十 購 機 を 入

四 一 一 十 購 機 を 入

四 二 二 十 購 機 を 入

四 三 三 十 購 機 を 入

四 四 四 十 購 機 を 入

四 五 五 十 購 機 を 入

四 六 六 十 購 機 を 入

四 七 七 十 購 機 を 入

四 八 八 十 購 機 を 入

四 九 九 十 購 機 を 入

五 〇 〇 十 購 機 を 入

一 〇 三 終わり 政区

政府

一 一 二 三 当社

当初

一 二 四 八 おくれた

おくれた

一 三 一 五 一 調整

調整

一 四 二 四 飛行機に

飛行機は

昭和四十年四月十三日印刷

昭和四十年四月十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局